

## 清瀬市市制施行50周年記念ロゴマーク募集要項

### 1. 趣旨

清瀬市は、1970(昭和45)年10月1日に市制を施行し、2020年に市制施行50周年を迎えます。様々な記念事業の展開や市内外に本市の魅力を発信するにあたり、事業の統一性を表すとともに、機運醸成を図るため、清瀬市市制施行50周年記念事業で使用するロゴマークを広く募集します。

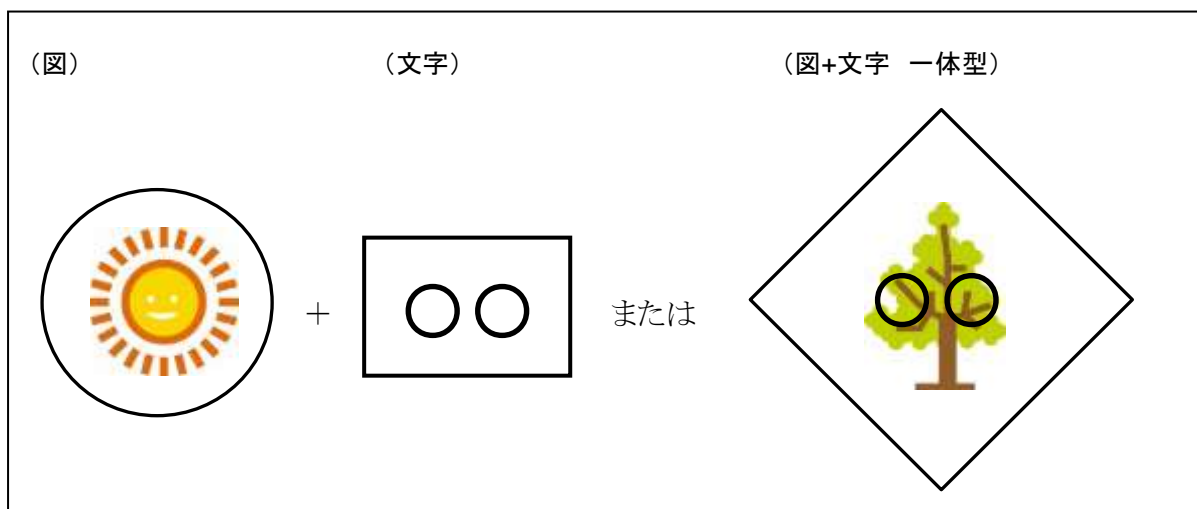
### 2. 使用目的

市制施行50周年を広くPRするとともに、50周年記念事業終了後もまちづくりに使用します。

### 3. 募集内容

(1) (図)と(文字)をセットで募集します。

(図と文字の一体型も可能です。ただし、図と文字セットでご応募ください。どちらか片方のご応募は受付ません。)



(2) 清瀬市市制施行50周年記念事業の基本理念にある目指す姿(下記下線部分)の実現に寄与するもの。

#### 基本理念

清瀬市市制施行50周年記念事業は、清瀬市が歩みをはじめて半世紀という節目の年に、先人たちが築いてきた伝統と歴史を振り返りながら、すべての市民のみなさんと祝う祭典と位置付けます。

この祭典を多くの市民のみなさんや関係者と作り上げることによって、清瀬市に関わりのある人たちの中に、まちの魅力や資源に改めて気づき、「このまちが好き」という愛着から「このまちを大切に思う」という誇り、そして、「このまちでともに暮らす人々に共感する」という思いが醸成されて、清瀬市がさらに魅力的なまちへと歩むことを目指します。また、記念事業終了後も、「自分たちのまちは自分たちで創る」というまちづくりの精神を継承し残します。

#### 4. 募集期間

平成30年11月15日(木)～平成31年3月15日(金)

#### 5. 応募資格、作品数

(1) プロ・アマ・年齢を問わず、どなたでも応募可能です。

(2) 複数応募も可能です。(ただし、入選は1人1作品となります。)

#### 6. 仕様

(1) 2020年以降は、市のまちづくりのために使用しますので、50周年などの表現は入れないでください。

- (2) 応募作品は、デジタルデータに限ります。
- (3) 応募作品の大きさは、A4サイズの範囲内としますが、拡大・縮小での使用を考慮してデザインしてください。
- (4) 色数、グラデーション等の制限は特段ありませんが、モノクロで利用する場合も考慮してください。
- (5) 提出するデータサイズは、3MB以内とし、ファイル形式は、GIF、JPEG、PNGのいずれかとしてください。
- (6) イメージ、コンセプト等の作品の説明をなるべく詳しく所定の応募用紙に記入してください。

## 7. 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項(氏名・年齢・職業または学校名、学年・住所・電話番号・メールアドレス・ロゴマークの説明)を記載の上、郵送または電子メールでご応募ください。応募用紙はホームページからダウンロードできます。
- (2) 郵送又は持参の場合、応募用紙と応募作品のデジタルデータを保存した電子媒体(CD-R等)を郵送又は持参ください。
- (3) 電子メールの場合、メールの件名は「ロゴマーク応募」とし応募作品と応募用紙を添付の上、送信してください。また、メール本文は記入しないでください。

## 8. 審査方法・発表

応募された作品は、市制施行50周年記念事業実行委員会で審査し、最優秀賞1作品を選考し、平成31年4月頃に応募者へ通知するとともに、市報及び市ホームページで発表する予定です。

## 9. 賞金・称号

最優秀賞（1点） 3万円

※高校生以下の場合、賞金に代えて図書カードを賞品とさせていただきます。

清瀬市市制施行50周年記念事業における「CLO(Create a Logomark Of kiyose)」の称号を付与します。

※CLO の任命式を50周年記念事業のなかで行います。

## 10. その他留意事項

- (1) 応募された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、清瀬市に帰属するものとします。また、その使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品にてご応募ください。
- (3) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (4) 送付頂いた応募デザイン案のデータは返信しません。
- (5) 応募作品は、提出後に修正することはできません。
- (6) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。
- (7) 応募作品が、既発表のデザインと同一または酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要項に反している場合は、受賞結果の発表後であっても受賞を取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、賞金を返還していただきます。
- (8) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。清瀬市では一切の責任を

負いかねます。なお、応募作品に関連して、清瀬市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(9) 採用されたデザイン案は、加工または調整させていただく場合があります。

(10) 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意書が必要になります。

(11) ご応募いただいた方の個人情報については、作品の選考以外の目的には使用しません。ただし、受賞者の氏名等は市のホームページ等で公表します。

(12) 応募の時点で、この募集要項記載事項に同意したものとします。

#### 【応募先・問い合わせ先】

清瀬市企画部企画課企画調整担当

〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842

TEL:042-497-1802

Email:kiyose50th@city.kiyose.lg.jp